六ツ川西保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人すぎのこ福祉会
事業者の所在地	川崎市麻生区岡上71番地3
事業者の電話番号・FAX	電話番号 044-988-3415・FAX 044-987-8703
代 表 者 氏 名	瀬川 謙二郎
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業
	(1) 保育所の経営
	(2) 地域子育て支援拠点事業の経営
	(3) 一時預り事業の経営

2 施設の概要

種				別	保育所					
名				称	六ツ川西	六ツ川西保育園				
所		在		地	横浜市南	横浜市南区六ツ川4丁目1157番地2				
電	話 番	号	• F	A X	電話番号 045-824-4151・FAX 045-824-4836					
施	設	長	氏	名	小尾 典	孝				
開	設	年	月	日	平成18	年4月1日	3			
和	用定員	∃ (左 胁 1	7 15	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
小1	用足り	₹ (十十十十	<i>5</i> 1 <i>)</i>	9人	12人	12人	20人	24人	25人
取	扱う	保	育 事	業	一時保育、延長保育					
事	業	所	番	号	1410051016566					

3 施設・設備の概要

敷地面積					1, 460.60 m ²		
園	構	構造		鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺 2 階建 延床 面積 590.99㎡			
	延床面積				590.99 m²		
	乳	児	室	2室	95.21 m²		
	保	育	室	4室	191. 44 m²		
施設設備の数と面積	遊	戱	室	1室	67.92 m²		
ж с ш (g	調	理	室	1室	36.33 m²		
	調	乳	室	1室	4. 19 m²		

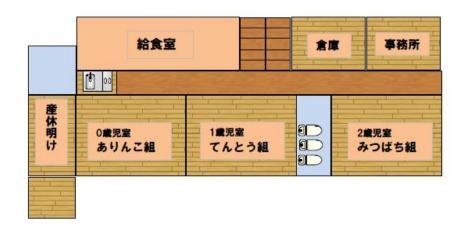
				乳幼児用トイレ			乳児(大)4(小)2 幼児(大)4(小)3 固	5 3. 5 4 m ²
				事 務 室 (医務室兼用)			1室	20.09 m ²
				保	育士	木憩室	1室	1 1. 0 6 m²
				そ	0)	他		1 1 1. 2 3 m²
設		備		の	種	類	プール、冷暖房等	
屋	外	遊	戱	場	(園	庭)	屋外遊戲場516	. 88 m²

園舎平面図

2階



1階



4 施設の目的、運営方針

目			的	児童福祉法に基づき、保護者の就労・病気など、家庭で お子さんをみることができないとき、保護者に代わって保 育することを目的としています。
運	営	方	針	未来への可能性を秘めたかけがえのない子どもたち、子 どもたちが心豊かな成長発達をしていくために、保護者の 皆様と連携しながら保育を進めていきます。

5 職員体制

施設長	1人	
保育士	24人	(常勤:15人、非常勤:9人)
調理員(栄養士除く)	3人	(非常勤:3人)
看護師	1人	(非常勤:1人)
栄養士	2人	(常勤:2人)
事務員	2人	(常勤:1人、非常勤:1人)
その他 (保育補助)	4人	(非常勤:4人)
その他(庁務員)	1人	(非常勤:1人)

6 休所日

休所日	日曜日・国民の祝日・年末年始 12 月 29 日~1 月 3 日
-----	----------------------------------

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後8時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間(11 時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	朝:午前7時00分から午前7時30分まで
	夕:午後6時30分から午後8時00分まで
	※土曜日は「夕」の延長保育はなし

(3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8時間)

月曜日	月曜日から金曜日の保育時間 (8時間)		時間)	午前8時30分から午後4時30分まで		
土曜日の保育時間 (8時間)		持間)	午前8時30分から午後4時30分まで			
延	長	保	育	時	間	朝:午前7時00分から午前8時30分まで
						夕:午後4時30分から午後8時00分まで
						※土曜日の「夕」延長保育は午後6時30分まで

8 利用料金

利用料金	
利用料(利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定:全ての児童を対象に無償 3号認定:全ての市民税非課税世帯を対象に無償
2号認定こどもに係る 給食費	主食費 月額 1,500円 副食費 月額 4,500円
延長保育料	(1) 延長保育料額(月額) ア 単価 基本単価 30分あたり 1,700円 10日以内利用 30分あたり 850円 ※30分単位で算定します。 ※あらかじめ延長保育の時間を15分単位でお申込みされた場合は、30分あたり金額から按分します。 (臨時延長では適用されません。)
	イ きょうだい児減免 第2子 第3子 100%減免 ※保育料と同じきょうだい区分を適用します。 ※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。
	ウ AB階層減免
	(2) 延長保育 間食代・夕食代(月額) 間食代 1月利用 10日以内 AB階層 1,250円 620円 CDE階層 2,500円 1,250円
	(3) 臨時延長保育料額 ア 単価 基本単価 30分あたり 300円 間食代 1食あたり 120円 ※30分単位で算定します。 ※延長保育料額(月額)を上限月額とします。
	(4) 開園時間外保育料額 ア 単価 <u>基本単価 30分あたり 1,250円</u> ※30分単位で算定します。 ※開園時間内での送迎が原則となります。
その他	(1) クラス別カラー帽子代 実費相当額(1枚あたり900円) (2) 園外保育バス代 実費相当額 (3) お尻拭き布おむつ代 実費相当額(1枚あたり16円) (4) クレヨン、はさみ等道具代(3歳児クラスのとき) 実費相当額
	(5) ピアニカ吹口代(5歳児クラスのとき) 実費相当額 (6) 保育参加時保護者給食代(1食あたり350円)

9 支払方法

- (1) みずほファクター (みずほ銀行代金回収サービス)
 - ※前月分の主食代、延長保育料などを当月26日にご指定の銀行口座から引き落とします。
- (2) 現金支払い
 - ※入園児帽子代、臨時延長保育料等上記以外の料金をその都度請求させていただき、お支払いいただきます。

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育 課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児 (0~2歳児クラス)	幼児 (3~5歳児クラス)
7:00	開園	開園
7:30	保育標準時間(11時間)開始	保育標準時間(11時間)開始
	順次登園	順次登園
8:30	保育短時間(8時間)開始	保育短時間(8時間)開始 順次登園
	順次登園	・遊び(室内外)
9:15	おやつ	課題保育
	遊び(室内外)・散歩	
11:30	食事(年齢によって前後します)	
11:45		食事(年齢によって前後します)
10:00	15日停 / 伊州 1 - 一一一一一	
12:30	お昼寝(年齢によって前後します)	
13:00	F. 27. 3	お昼寝(年齢によって前後します)
14:30	目覚め	目覚め
15:00	おやつ	おやつ
16:00	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了	保育標準終了
20:00	閉園	閉園

[※]土曜日の閉園時間は、18:30となります。

[※]お散歩は、六ツ川四丁目公園、川上公園などに行きます。

<保育計画(年間)>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
0	歳	児	生理的欲求を満たしてもらいながら、大人に依存する心地よさを実感
			し人への基本的安心感を育てる
			一人ひとりの体調に留意し、健康に過ごせるようにする
1	歳	児	保育士との信頼関係のもとで生理的、依存的欲求を満たし安定して過
			ごす
			色々な経験を通して歩行の完成を目差し、健康な身体をつくる
2	歳	児	保育者との安定した関わりの中で、基本的な生活習慣を身につけ自分
			でしょうとする意欲を育てる
			自分の好きな遊びを見つけ、のびのびと体を動かしたり、表現する楽
			しさを味わう
3	歳	児	基本的な生活習慣を身につけ、見通しを持って意欲的に生活する
			戸外でのあそびを十分に楽しみ、体を動かす楽しさを味わう
4	歳	児	生活の必要な決まりがわかり、基本的習慣や態度が身につく
			友だちとのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ
5	歳	児	友だちと話し合ったり、協力したり、工夫したりして自分達で主体的
			にあそびや生活を進める
			話を聞き、場にふさわしい態度をとる
そ	0)	他	入園を祝う会、七夕集い、運動会、お楽しみ会、もちつき、
(年間行事	↓)	卒園を祝う会、毎月のお誕生会など

<クラス編成>

年		齢	ク		ラ		ス		名
0	歳	児	あ	り		ん)	-	組
1	歳	児	て	ん	と	う	む	し	組
2	歳	児	み	つ		ば	ţ)	組
3	歳	児	ち	よ	う	7	5	ょ	組
4	歳	児	と		ん		ぼ		組
5	歳	児	カュ	ぶ	ح	đ	Ī	し	組

11 給食等について

		提供	保育園での摂取割合			
	午前おやつ	給	食	午後おやつ	(一日の摂取カロリー)	
	一十別ねてフ	主食	副食	一十仮わべう		
0歳児	0	0	0 0		(10501 1)	
1 歳児	0	\circ	0	\circ	(1050kcal)	
2歳児	\circ	\circ	0 0		50%	
3歳児	_	0	0	0	(14001-0-1)	
4歳児	_	0		0	(1400kcal)	
5歳児	_	0	0	0	40%	

<給食の提供にあたって>

- (1) 給食は、園内で調理し、提供します。
- (2) 給食の内容は、和食を中心とし、季節や行事、年齢(月齢)に合わせ、様々な食体験ができるよう栄養士が献立をたてます。
- (3) 年齢に合わせ、食材を見たり触ったりする体験、調理活動、野菜の栽培及び収穫、食事マナー等の食育を行います。

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、六ツ川西保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

食物アレルギーの原因(アレルゲン)とされる食品はさまざまです。

成長期にある乳幼児の食事から、発育上必要な栄養を安易に除くことの危険性も指摘されています。

このため、保育園では次のように慎重に対応しておりますので、ご相談ください。

- (1) 食物アレルギーのある(又はその疑いのある)お子さんは医師の診察を受けていただき、その医師の指示の下に給食の提供、保育を行います。
- (2) 食物アレルギーのために給食や保育について対応が必要な場合は、医師がその指示を 記入した『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー. アナフィラ キシー)』(以下『生活管理指導表』)を保育園に提出して頂きます。この場合、定期的に (最低1年に1回) は医師の診察を受け、『生活管理指導表』を提出していただきます。 また、保護者には「食物アレルギー対応票」「緊急時個別対応票」(必要な場合のみ「エ ピペン®対応票」の記入、提出をしていただきます。
- (3) 保育園での給食は、その『生活管理指導表』をもとに、栄養士が献立を調整します。その調整内容について、毎月、保護者・担任・栄養士で確認します。
- (4) 保育園での対応に無理がある場合は、お弁当を持ってきていただくこともあります。

12 保護者に用意していただくもの

- (1) 入園時にご用意いただくもの
 - 児童票
 - 家庭連絡票
 - 健康台帳
 - お布団カバー など

(2) 毎日持参いただくもの

7,7,1,1	1907/2/2 (00)							1
NO	年齢持ち物	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	備考
1	カバン				1	1	1	リュックサック等
2	口ふきタオル	3	3	2				ハンドタオルの大きさ
3	エプロン	3	3	2				ひもでなくマジックテープでつけるもの
4	汚れ物用袋	2	2	2	1			袋に名前を書き、指定の場所に入れてください *4才、5才は着替えの引き出しにスーパーの袋等汚れ物入れをご用意ください
5	歯ブラシ				*	1	1	
6	コップ・ コップ入れ		*	1	1	1	1	コップは取っ手がついていて割れない物 コップ入れはコップが入る大きさ
7	布団カバー	2	2	2	2	2	2	週末に持ち帰り、洗濯をします 敷き布団、毛布各1枚
8	バスタオル	1	1	1	1	1	1	夏季の昼寝用です(必要になったらお知ら せします)
9	おねしょマッ ト		必	要に	よっ	て		
10	ビニール袋	各	自2	東	各自	1束		クラスで保管して保育や汚れ物等に使用 します
11	紙おむつ				よっ 枚位 <i>/</i>			一枚ずつ記名してください
12	肌着	3	3	3		2		*各自のロッカーがありますので、左記 の枚数を参考にして着替え用の衣類を入
着替	パンツ			5		2		れておいてください。 *季節にあった衣類を入れておいてくだ
え	シャツ類 トレーナー類	3	3	3	2			さい *汚れて持ち帰った衣類・汚れ物袋入れ
	ズボン類	3	3	3		2		も、翌日補充してください。
	体拭き用タオル	2	2	2		1		*パンツの着替えがない時は、園の新しいパンツを使用します。代わりに未使用のパンツを返却してください。

[※] 担任より指示があったらお持ちください。(1歳児:コップ、3歳児:歯ブラシ)

(3) 服装について

- ・衣服や靴は体に合った動きやすいものをご用意ください。
- ・汚れても良い服装で登園してください。

(4) その他ご用意いただくもの

保育内容によっては、水着、バスタオル、どろんこ着等、その都度、担任からご連絡いた します。

13 登園・降園について

- (1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。
 - ア 保護者又は保育園に届け出ている方が付き添って、保育園まで送ってください。
 - イ 登園したら、必ず職員に声をかけてください。
 - ウ 登降園簿の記入は必ず保護者が行ってください。
 - エ 健康状態、その他変わったことがある場合には、担当職員に直接お知らせください。
 - オ 欠席の場合やいつもより登園が遅くなる場合は、9:00までにご連絡ください。
 - カ 保護者が出張等で通常の勤務先にいないときは、その都度必ず連絡先をお知らせください。
- (2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。
 - ア 保護者又は保育園に届け出ている方がお迎えに来てください。小中学生の送迎は、事 件、事故を防ぐため、お断りしています。
 - イ 上記の方がお迎えに来られない場合は、「代理の方の名前」と「お迎えに来る時間」を事前 にご連絡ください。連絡がない場合は、事故防止のため、代理の方にはお引渡しできませ んのでご理解願います。
 - ウ 降園の場合も、必ず職員に声をかけてください。
 - エ 登降園簿の記入は必ず保護者が行ってください。
 - オ 帰りの支度を済ませてから、園庭や固定遊具で遊ぶことは危険です。速やかな降園のご協力をお願いします。
 - カ お迎えの時間がやむを得ず遅れる場合は、事前にご連絡ください。

14 保育園と保護者との連携について

保護者と保育園は常に連絡を十分に図り、コミュニケーションをとりながら保育をすすめていきます。

心配なこと、分からないことはいつでも担任又は園長にお尋ねください。

また、懇談会・保育参加・個人面談等に積極的に参加してください。

- (1) 保育園からの連絡は、「園だより」などの印刷物や掲示等でお知らせしますので、必ず目を通してください。また、毎日ウォールポケットをご確認ください。
- (2) 集団生活の中では、「かみつき」や「けんか」等のトラブルによりけがをすることもあります。保育園としては十分注意をしていますが、状況を見ながら、双方の保護者にお伝えします。
- (3) 緊急時に備え、いつでも連絡が取れるよう、住所、勤務先、電話番号等に変更がある場合は必ずご連絡ください。又保護者のメールアドレスを登録してください。緊急時の対応に使用します。
- (4) 保育参加は随時受け付けています。都合の良い日程を担任にお知らせください。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60

- 号) に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56
- 号) に規定する健康診断に準じて実施しています。

項目	対 象	内容など
園児健康診断	全園児	年2回(春・秋)嘱託医が行います。
歯 科 健 診	全園児	年2回 歯科医が行います。
視 聴 覚 検 査	4歳児	年1回行います。
尿 検 査	3-5歳児	年1回行います。
身長・体重の測定	全園児	月1回行います 計測後、健康の記録でお知らせします。

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ア お子さんの体質等で気になっていることがある方は、担任にお知らせください。
- イ 集団生活をはじめるに当たり、予防接種等は主治医に相談しましょう。 また、予防接種を受けたときは担任にお知らせください。
- ウ 病気の場合は主治医に相談しましょう。特に、感染症にかかった場合には医師の指示に 従ってください
 - ※ 感染症によっては、出席停止期間がありますので、登園許可証が必要です。
- エ 保育中の発熱やいつもと様子が違う場合には、保護者に様子をお伝えします。
- (37.5度以上がご連絡の目安です)また、お迎えをお願いすることもあります。
- オ 病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は、担任にお知らせください。
- カ 保育園での与薬は、原則として行いません。ただし、特別に医師の指示がある場合に は、担任又は園長にご相談ください。
- キ 楽しく園生活を過ごすために、ご家庭では次のことに気をつけてください。
- (ア) 早寝、早起きを心がけ、生活リズムを整えましょう。
- (イ) 朝食はしつかりとりましょう。
- (ウ) 食後の歯みがきと点検みがきを習慣にしましょう。
- (エ) 爪はこまめに切りましょう。
- (オ) 衣服や靴は、体に合ったサイズのものをご用意ください。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- (1) 感染罹患児の登園基準の明確化
 - ア ガイドラインを参考にした感染症対応について、保護者に配布、周知する。
 - イ 登園許可書の必要な疾患について、保護者に周知する。
 - り保健だよりにて、保護者にお知らせする。
 - ェ 発生時には、クラスにお知らせを提示する。

- (2) 排泄にかかわる衛生の徹底
- (3) 環境整備
 - ア 保育室内の掃除、おもちゃの洗浄、清拭など
 - イ 園内の掃除
 - ウ 布団乾燥、消毒
- (4) 食中毒の予防
 - ア 職員の健康管理
 - イ ノロウィルス他、職員研修を実施
 - ウ ノロボックスの設置
- (5) 予防接種状況を把握
- (6) 園児に対する健康教育
- 17 障がい児保育について

障がい児保育は、集団生活を通して健全な発達が図られるように、日頃からノーマライゼーションの精神に基づいて「共に育ち合うことの大切さ」が実感できる保育を心がけています。

- (1) 一人ひとりの発達や障がいの状況を把握し、職員と保護者との連携を密にして取り組みます。
 - (2) 必要に応じて、専門機関からの指導や助言を受けながら対応に当たります。
 - (3) 障がいがある子どもも健常の子どもも一人ひとりの人権を守り、相互理解ができるよう保育を進めます。
- 18 医療的ケアが必要な児童の保育について

各自の発達や日常生活状況を把握した上で、医療ケアの具体的な内容に対して、保護者と連携をとり、出来うる限り実施していきます。

19 嘱託医

次の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	宇南山小児科医院
医 院 長 名	宇南山 貴男
所 在 地	横浜市南区永田北3-36-5
電 話 番 号	045-714-1036

20 委託歯科医

次の医療機関(歯科)と委託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	たけなが歯科クリニック
医院長名	竹長 博史
所 在 地	横浜市戸塚区平戸494-2 EGNハイツ1F
電 話 番 号	045-828-1800

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	六つ川西小学校
広域避難場所	こども医療センター一帯

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	南警察署(045-742-0110)
消防署	南消防署六ツ川消防出張所(045-742-0119)

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとと もに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

\equiv	- 「				
	防火管理者	小尾 典孝			
	消防計画届出年月日	消防署 平成28年4月8日			
	避難訓練	(1) 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。 (2) 子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解させ、毎月1回、地震・火災を想定した訓練を行います。 (3) 消防署と連携して子どもにも分かりやすい防災訓練を行います。			
	防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、避難用すべり台、防災頭巾、 避難用靴、防災テント、発電機等			

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	普通傷害保険				
	保育中のみ	死亡•後遺障害	200万円		
保険の内容		入院日額	3000円		
		通院日額	2000円		

保険の種類	賠償責任保険
	施設=1事故 3億円 1名 5000万円
担除の中京	財物=1事故 1000万円
保険の内容	生産物(給食)=1事故 3億円 1名 5000万円
	保管物=1事故 200万円

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法:保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年	
	1回、自己評価を実施	
	公表方法:園內掲示	
外部評価	実施方法:横浜市福祉サービス第三者評価を受審	
	実施回数:5年に1回(平成28年度実施)	
	公表先:横浜市ホームページ	

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者		: 松尾 恵 : 高木 洋子 24-4151(六ツ川西保育園)	
相談・苦情解決責任者	氏名 園 長 小尾 典孝 電話番号 045-824-4151 (六ツ川西保育園)		
第三者委員	荒木 由美子	電話番号 045-721-5555 役職・肩書等 横浜市会議員	
	足立 尚子	電話番号 045-713-0112 役職・肩書等 元六ツ川西保育園保護者会会長	

受付方法:面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

27 連携施設

現在、連携施設はありません。

28 地域の育児支援について

一時保育、園庭開放、移動動物園などを実施しています。

29 その他保護者に説明すべき事項

(1) 写真撮影及びビデオ撮影について

保育園では個人的なご家庭の撮影は禁止となっています。

又小学校、中学校などと交流を持ち、相互に訪問をしたり、保育体験の場を提供したり連携をしています。時により、付き添いの職員が園児の写真やビデオを撮りますので、都合の悪い方はあらかじめ、園長に申し出てください。

※ 誕生会・リズム発表・運動会・おたのしみ会は撮影可としておりますが、保育参加中の 撮影はお断りしています。

(2) きょうだい児の送迎について

朝の送りは下のお子さんから預けてください。

上のお子さんは乳児室には入室しないようお願いいたします。

お迎えの時は、上のお子さんからお迎えください。外階段をご使用ください。

(3) 緊急時の連絡手段について

ア メール配信

緊急時や運動会の雨天での連絡等にメールを使用しますので、次のアドレスを登録し、 当該アドレスからのメール受信ができるよう、機器の設定をお願いします。

- (7) info. mutsukawanishi@suginoko. or. jp
- (1) mutsukawanishi@gmail.com

件名:情報提供希望

本文:クラス名、児童氏名(※きょうだい児はまとめて1通で)

上記のとおり設定の上、送信ください。確認完了次第、その旨返信いたします。

イ ホームページ

当園ホームページのトップページから「緊急時Twitter&LINE@」をクリックし、情報を確認してください。

是非、お手持ちのPCやスマホなどにURLをお気に入り登録されるようお願いします。

ゥ 非常用携帯電話

台風時など停電になった場合に園の固定電話及びFAXが機能しなくなりますので、その際、園への連絡は次の携帯電話あてにお願いします。

お約束として、災害等による停電などで園の固定電話が通話不能と見込まれる際にご使 用ください

六ツ川西保育園携帯電話(非常用) 080-3704-4151

(4) 土曜保育の利用について

土曜日保育については、人数把握のため、事前(前月の20日まで)に「登園予定表」の 提出をお願いしています。

(5) クラスのウォールポケットの使用について

連絡帳、保育園からのお便りやお知らせ、保護者会等のお知らせのなどの配布はクラスのウォールポケットを使用しています。保護者同士の連絡等個人的な使用はご遠慮ください。

(6) その他

- ア 車での送迎は、別途配布する注意事項に従ってください。
- 4 他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止めください。
- り 園駐車場等に駐車されたときの盗難、事故等の責任を園が負うことはありません。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、六ツ川西保育園重要事項説明書(令和2年4月1日改訂)に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名: 六ツ川西保育園

所 在 地:横浜市南区六ツ川4丁目1157番地2

説明者職名:施設長 小 尾 典 孝

私は、書面に基づいて六ツ川西保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印(署名でも可)

児童から見た続柄: